

申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分
外国法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	58	申告書⑩欄及び⑪欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	配賦誤り等があった場合には、消費税（又は地方消費税）に係る修正申告と地方消費税（又は消費税）に係る更正の請求が必要となることがあります。 また、課税期間の末日において納期限が到来していない中間申告11回目分について、記載漏れがないかを確認する必要があります。
	59	申告書⑯欄又は⑰欄の金額は、それぞれ⑮欄又は⑯欄の金額と一致していますか。 また、申告書⑯欄又は⑰欄の金額は付表1-1⑬F欄の金額と、申告書⑯欄又は⑰欄の金額は付表1-1⑯F欄の金額と一致していますか。	申告書⑮欄、⑯欄及び⑰欄については、100円未満を切り捨てる必要はありません。
法人税申告書等との関係	60	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	課税売上割合の計算上、免税取引及び非課税取引についても調整を行う必要があります。
	61	申告書⑯欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行った場合には、申告書⑯欄は、その調整額を考慮した金額（貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額）と一致することとなります。 なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。
	62	課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算を行っていますか。	法人税申告書別表十六(十)の各欄の消費税額等は、消費税額と地方消費税額との合計額を記載する必要があります。

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	法人税法
法令	法人税法施行令
法基通	法人税基本通達
措法	租税特別措置法
租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

2 令和元年6月28日現在の法令・通達によっています。